（参考様式９－１）

**介護保険法第１１５条の４５の５第２項の規定に該当しない旨の誓約書**

　　年　　月　　日

（あて先）松江市長

所在地

申請者

名　称

代表者名

住　所

申請者が介護保険法第１１５条の４５の５第２項及び、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |
| --- |
| 【松江市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号事業者の指定等に関する要綱第４条】  一　申請者が法人でないとき。  二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、市の定める基準、員数等を満たしていないとき。  三　市の基準に従って適正な介護予防・生活支援サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。  四　当該申請に係る法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  五　申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  六　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  七　申請者が、法第１１５条の４５の９の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。  八　申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令で定めるもののうち、当該申請者と省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第１１５条の４５の９の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。  九　申請者が、法第１１５条の４５の９の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  十　申請者が、法第１１５条の４５の７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第１１５条の４５の９の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に次条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から  起算して５年を経過しないものであるとき。  十一　第１０号に規定する期間内に次条第２項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  十二　申請者が、指定の申請前５年以内に訪問型サービス又は通所型サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。  十三　申請者の役員等のうちに第５号から第７号まで及び第１０号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。  十四　当該事業者を指定することにより、松江市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他の市における地域支援事業の円滑かつ適正な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。 |